

---

 翻 訳
 

---

## 『積極的な言論の自由：根拠、手法、含意（4）』

アンドリュー・T.ケニオン、  
 アンドリュー・スコット（共編）  
 池端 忠司（訳）

\*\*\*\*\*

## 訳者はしがき

本訳稿は、11章からなる論文集、Andrew T. Kenyon and Andrew Scott (eds.), *Positive Free Speech: Rationales, Methods and Implications* (Oxford, Hart Publishing 2020) の中の一部、つまり第4章の後半部分を訳出したものである。本紀要第55巻第3号において第1章と第2章を、また第56巻第1号では第3章を、第56巻第2号では、第4章の第2節までをすでに訳出しており、本訳稿は、その続きの第4章の第3節から終わりまでを訳出したものである。

第4章の表題は、「積極的な言論の自由の情動的側面へのアクセス (The Access to Information Dimension of Positive Free Speech)」である。本論文は共著であり、共同執筆者はアンドリュー・スコット (Andrew Scott) とアッビー・バーク (Abbey Burke) である。これらの共同執筆者の簡単なプロフィールは、すでに本紀要前号の第56巻第2号に記したのでここでは省略する。

本訳稿が取り上げる第4章は、イギリスの政府保有情報へのアクセス権の基礎づけの議論を扱うものである。その特徴としては、イギリスの最高裁判所が提唱したコモン・ロー上の開かれた政府の原則である。イギリス

も批准しているヨーロッパ人権条約の第10条には表現の自由だけでなく「情報を受け取る自由」が規定されており、またヨーロッパ人権裁判所（ストラスブールの裁判所）が判例法を展開する中で、イギリスは、国内法としてはヨーロッパ人権条約に対応すべく1998年人権法を制定し、さらに2000年情報自由法も制定していた。ただイギリスの最高裁判所は、表現の自由と情報アクセス権の関連性をうまく説明する説得力ある理論が存在しないことを理由に、コモン・ロー上の開かれた政府の原則を展開し、情報アクセス権を根拠づけてきた。

本紀要の前号に掲載された第4章の第2節までは、イギリスの裁判所が情報アクセス権に関する理論について展開途上であった前史を確認したうえで、他方でヨーロッパ人権裁判所の大法廷がヨーロッパ人権条約第10条を根拠とする情報アクセス権を認める判決（*Magyar Helsinki Bizottság v. Hungary*）以前のヨーロッパ人権裁判所の前史とそれに対するイギリスの裁判所の評価を説明するものであった。それに続いて本号の第3節から最後まで、まずコモン・ロー上の開かれた政府の原則を前景に出したイギリスの最高裁判所の判決（*Kennedy v. Charity Commission*）を詳細に分析し、続いてそのコモン・ロー上の原則のその後の展開を確認した後に、ヨーロッパ人権裁判所の大法廷がヨーロッパ人権条約第10条を根拠とする情報アクセス権を確認した判決の内容を解説するものである。そして最後にコモン・ロー上の開かれた政府の原則が国内の情報自由法の限界を補う可能性のいくつかを指摘することによって、結びとしている。

\*\*\*\*\*

### Ⅲ.

#### 連合王国：

#### コモン・ロー上の開かれた政府の原則

*Kennedy v. Charity Commission* 事件において最高裁判所は、第10条の

表現の自由の権利の構成要素としての同等の権利の展開を否定すると同時に、それまで予期されていなかったコモン・ロー上の開かれた政府の原則を展開した<sup>54)</sup>。これは、論争を巻き起こさない展開のように見える。責任政府という憲法原則に従って、連合王国の行政府が法的小および政治的フォーラムにおいて行政府それ自体の説明を提供することは長い間、想定されてきた。だが、この新原則の正確な輪郭は、依然としてやや証拠不十分な状態で説明されたままであり、それが適用される領域も明確ではない。おそらく驚くことではないが、その原則は、弁護士がその顧客の利益のためにその限界を見極め、その原則が提供する機会を利用しようとするとき、イギリスの裁判所における様々な事件で引き合いに出され、展開されてきたのである<sup>55)</sup>。

*Kennedy* 事件において、最高裁判所の閣下（裁判官）たちは、2000 年情報自由法（2000 年法）第 32 条第 2 項に規定されている開示からの絶対的免責の実施に関する問題に直面した。その規定は、調査を行う者がその調査の目的のためにその管理下に置いた文書や作成した文書に適用される。同事件の申立者は、タイムズ紙のジャーナリストであった。彼は、「マリyam・アピール（Mariam Appeal）」に対して行われた調査によって作成された文書にアクセスすることを望んだ。その団体は、表向きは病気の子どもに医療を提供するため元下院議員のジョージ・ガロウェイによって設立された慈善団体であった。そのジャーナリストの意図は、同慈善団体のインテグリティに関係するその委員会によって書かれた結論をよりよく理解することであった。2000 年法第 1 条下の情報へのアクセスという法的権利にもかかわらず、慈善委員会は同法第 32 条第 2 項の免責を引用し、請求のあったその情報の開示を拒否した。

本件は、ヨーロッパ人権条約第 10 条の公的機関から情報を受け取る権利であると一般に思われるものを参照することによってのみ議論されてきた。コアにある論点は、第 32 条は調査が続いている間のみ適用するように「厳格に解釈される」べきであるかどうかであった。前述したように、その新規のストラスブールの法理にもかかわらず、同裁判所の多数意見

は、第10条の権利に向かう糸口が存在しないと判示した。したがって、多数意見の裁判官たちは、請求された方法で第32条が厳格に解釈される可能性はないと結論づけた<sup>56)</sup>。

その問題はこれで終わりではなかった。当事者が主張したわけではないが、同裁判所の多数意見はまた——明示的に傍論として——次のように結論づけた。すなわち、2000年法第78条下でも、本件のジャーナリストが求めたのと同等の結論を得ることができる。この条文は、制定法またはコモン・ローに基づく情報開示のための既存のスキームをそのまま維持した。新たに見出したコモン・ロー上の原則を参照することにより、同裁判所は、求められている情報の開示を確保するために依拠する公文書へのアクセス権を提供するために、1993年慈善法——当時、慈善活動の規制体制を定める制定法——の一般原則を解釈できると判断した<sup>57)</sup>。同裁判所は、本件のジャーナリストがこのような開示を求めるべきであり、その結果、そのような開示が実際に行われなかったならば、司法審査という方法によって手続を続行すべきことを示唆した。

最高裁判所の閣下（裁判官）たちは、彼らのアプローチをコモン・ロー上の裁量の展開として描いた。マンス卿は、このアプローチが「連合王国の法理の実りある特徴となって」いることを指摘した<sup>58)</sup>。彼は、裁判所手続と1993年法下の慈善委員会が行う調査との間の類似性を示し、両者に共通する「公開性を支持するコモン・ロー上の推定」を明らかにした<sup>59)</sup>。この推定にとって重要なのは、争点となっている慈善活動の機能および規制と、その慈善法下の慈善委員会のために規定されている制定法の目的に見られるその影響の双方における強い公益であった<sup>60)</sup>。マンス卿は、対抗する強い利益が存在しないならば、慈善委員会がこの類型の情報に対する将来のどんな請求にも応じるべきであると示唆した<sup>61)</sup>。

同裁判所の多数意見は、このコモン・ロー上の原則を実現するために意図された手続が司法審査の申請によって行われるべきであると考えた。マンス卿は、「コモン・ローは、いわゆるウェンズベリー原則下で適切であるとかつて思われていた不合理性の厳格なテストの統一的な適用をもはや主

張することはない」と述べた<sup>62)</sup>。妥当な重きが意思決定者の事実認定や裁量行使に置かれなければならないことを認めながら、彼は、異議を申し立てられた判断の決定した問題が重大であればあるほど、その判断が服することになる裁判所による審査は、ますます厳格になる可能性を強調した<sup>63)</sup>。より重大な状況のカテゴリーの中には、「コモン・ロー上の権利または憲法原則が問題となっている状況」が含まれる<sup>64)</sup>。当該事件の文脈では、マンス卿は、「慈善法の中に含まれるとともにコモン・ロー上の考慮によって強化された……説明責任および透明性の原則」を発動した<sup>65)</sup>。したがって、「裁判所は、おそらく求められている文書を詳しく調べる場合も含め、できる限り慈善委員会と同じ立場に自らを置く必要があるであろう」<sup>66)</sup>。最高裁判所の閣下（裁判官）たちは、このことが、権利に基づく分析と同等の審査機能へのアプローチを必要とすること、そして結果はほぼ間違いなく同じになることを繰り返し強調した<sup>67)</sup>。

最高裁判所の閣下（裁判官）たちの判断は、この憲法原則がどこまでの射程を持つかという問題について、完全に明確であるというわけではなかった。すでに述べたように、マンス卿は、裁判所と、調査を行う法人との間の見るからに不完全な類似性を指摘した<sup>68)</sup>。トゥールソン卿は、「このような調査や聴聞が、性質と範囲についてかなり変わり得るにもかかわらず、それらの実施を準司法的機能として描くことが正しい」と説明した<sup>69)</sup>。これは、その義務が開かれた司法の原則と密接に関連していることを示唆している可能性があり、また——その開かれた司法という用語を過度に狭く解しない場合に——その義務が「司法的」または「準司法的」の性格を持つと考えられる機関にのみ適用されることを示唆しているかもしれない。

また、同最高裁判所によって導入されたその原則は、広い適用範囲を持つと理解することができる。新たに登場したその原則を議論するための媒体となったのは、調査へのその適用であったが、多数意見の判断の全体的な趣旨は、より広い適用範囲を示唆するものであった。マンス卿は、その原則が課す要請が、それぞれの権力行使を取り巻く状況に左右されると指

摘した。一方では情報を開示することによる公益は、少なくとも部分的にはその開示決定を行う情報の扱うテーマの公益の程度に依存することになる<sup>70</sup>。他方では特定の情報を開示することに反対する対抗論は、「裁判所の文書を検討するかそれとも調査の文書を検討するかによって、また後者の場合はその調査の性質によって、その性質と重みが異なる」ことになる<sup>71</sup>。

もちろん、あらゆる公的機関は、ほとんどその名の通り、公益のある活動に従事する。トゥールソン卿が認めるように、

あらゆる公的機関は、公衆のために存在するが、公衆の個々の人々に對して特別な義務を負っている場合があり、それによって適切に公開できる内容が制限されることがある。…秘密保持義務とは別に、公的機関が公開することが公益に適さない、あるいは不当に負担が大きという理由がある場合…もあるかもしれないが、しかし一般的な命題として、公的機関がその活動に関する情報を公衆に提供するために特別な権限が必要であるという考えは誤解である<sup>72</sup>。

これは、すべての公的機関が要求に応じて情報を開示すべきであるというデフォルト的な推定を示唆するものである。ただし対抗利益がこの推定よりも上回る可能性はある。もちろん、多くの公的機関のための制定法のスキームは、2000年情報自由法に示されている。まさに、この解釈に対して、弁護士が裁判所に認めるように求めた第10条に基づく同等の一般原則に示された激しい批判がある<sup>73</sup>。

*Kennedy* 事件のすべての裁判官が、提示された新たなコモン・ロー上の原則を認めたわけではなかった。それどころか、少数意見の裁判官は、その展開によって混乱させられたし、ウィルソン卿は、その原則の導入を「驚き」ないし「根本的に満足できないもの」と考え、「以前のその機能の具体例あるいはその存在を認めるその他のものも一切存在しない」と指摘した<sup>74</sup>。カーンワス卿は、そのコモン・ロー・アプローチが「理由はどう

あれ私の見解では、法廷前のいずれの当事者によっても支持されておらず、… [したがって同裁判所が] 十分な議論をすることができなかった」ことを懸念していた<sup>75)</sup>。

また、カーンワス卿は、調査が「司法権」または何らかの形の「準司法機能」を行使するという示唆に疑念を表明した。彼は、その事例では、同委員会の役割は、「司法的であるというよりも、行政的 [である]」と主張した<sup>76)</sup>。それどころか彼は「準-司法的」という用語の使用を躊躇った。彼は、この用語を権威または解釈によって支持されない「いくぶん不正確な、時代遅れの」表現であると考えた<sup>77)</sup>。カーンワス卿にとって、裁判所と調査との間の指摘された類似性は、同索性についての「基本的に間違った考え」を前提としていた。彼の見解では、裁判所における文書の開示に関するコモン・ロー上の原則を調査に直接的に適用することができるという示唆を支持する既存の権威は、一切存在しなかった<sup>78)</sup>。「同裁判所が適正な手続に基づいて、制定法上の調査の様々な形態にも適用可能な、より一般的な公開原則を展開する可能性があること」をカーンワス卿は是認した<sup>79)</sup>。しかしながら、彼は、これが「現行法に対するかなりの増築を引き起こすことになるし、それは、ほぼ間違いなく、第 10 条に関連して私たちが取るように求められている控えめな措置よりも、より大胆に未知なものに飛びつくことを意味する」と主張した<sup>80)</sup>。ウィルソン卿と同様に、カーンワス卿は、最高裁判所がその新規のストラスプールの原則を承認することを選好した<sup>81)</sup>。

*Kennedy v. Charity Commission* 事件における多数意見の立場が、権利基底的な法理に対する嫌悪感と、それと関連するコモン・ローの重要性の減退についての気づかれている過度の強調に対する嫌悪感に動機づけられていると理解することは、魅力的である。マンズ卿は、次のように不満を漏らした。

ヨーロッパ人権条約によって言及されている諸領域では、同条約の権利の観点からのみ、あまりに頻繁に人権法を理解する傾向があり、…

同条約の始まりに当たってコモン・ロー法律家の貢献を考えれば、彼らが、コモン・ローあるいは国内の制定法の中に、同条約の権利と同族のものを熟考し確認することが、たとえ常にはないとしても、少なくとも一般的には期待されている[とき]、…いかなる論争においても自然な出発点となるのは国内法をもって始めることであり、確かなのは、より広いコモン・ローの活動分野を見渡すことなしに同条約の権利に排他的に焦点を合わせないということである<sup>82)</sup>。

彼は、「国内の訴訟において国内的な法的立場により多く焦点を合わせるとは、互いに異なる判断を解釈し調停させようとする国内裁判所の要する時間を短縮するという付随的な便益をもたらすかもしれない」と付け加えた<sup>83)</sup>。トゥールソン卿も賛同し、「現在のニーズに合わせるため…漸進的な適応と展開」というコモン・ローの手法が、1998年人権法の制定によって形骸化されなかったことを強調した。この文脈において彼は、「それ以来、コモン・ローをないがしろにする悪意に満ちた、不必要な傾向がときどき存在していたと嘆いた。…コモン・ローが納骨堂となることが人権法の目的ではない[のに]」<sup>84)</sup>。

確かなことは、しばしば矛盾するストラスブールの権威から原則を読み解かなければならないことへの不満が、*Kennedy* 事件における最高裁判所の多数意見によって採用されたアプローチのための一つの説明であるということである。しかしながら、「ストラスブールの法理が明確でもなければ調整するのも容易ではない」という不満や、ストラスブールが明らかに異なる効果について何度も述べている」という不満は、おそらく一種の煙幕のようなものであった<sup>85)</sup>。この文脈でコモン・ローの優位性を主張する同裁判所の実際の目的は、人権法の将来の廃止というリスクを回避するために国内法に権利の価値を植え付けることであると私たちは示唆したい<sup>86)</sup>。このように、*Kennedy* 事件は、コモン・ロー上の立憲主義の復活のための重要な契機として存在する<sup>87)</sup>。



## IV.

## 連合王国：

## コモン・ロー上の原則のその後の展開

*Kennedy* 事件以降、ジャーナリストと NGO はこの事件において宣言された原則に何度も頼ろうとしてきた。その成功の度合は様々である。その原則は、開示に消極的な官僚機構が保有する情報へのアクセスに熱心な人々にとって確かに有望なレトリック的な道具である。この可能性は一部の裁判官にも受け入れられている。逆に、善意ではあるが不当な行き過ぎに対する懸念が前面に出て、相反する衝動に揺さぶられた裁判所もある。以下の段落では、*Kennedy* 事件におけるコモン・ロー上の原則の出現以降に、そしてある意味でそこから派生した次の三つの重要な判決に言及する。つまり、*Privacy International* 事件、*Ingenious Media* 事件、*Good Law Project* 事件である<sup>88)</sup>。また、*Kennedy* 事件の請求それ自体の余波を受けたジャーナリストと公的機関との間のさらなる交錯からも、洞察を得ることができる。

## A.

*Privacy International* 事件

コモン・ロー上の原則が初めて適用されたのは、*Kennedy* 事件の最高裁判所の判決後間もなくであり、*R (on the application of Privacy international) v. Commissioner for HM Revenue & Customs* 事件<sup>89)</sup>で行政裁判所が採用したアプローチにおいてである。この事件は、英国歳入関税庁の輸出管理業務に関する情報の開示に関わる。英国歳入関税庁は、連合王国に拠点を置くガンマ・インターナショナル社を輸出管理法違反の疑いで調査しているかどうかの開示を拒否した。プライバシー・インターナショナル——技術と権利の交差という問題に焦点を当てる NGO——は、その決定の司法審査を申請した。初期の段階で、同 NGO は、同社が連合王国の法

律に反して他国の中でも特にエチオピアとバーレンの抑圧的な体制に監視ソフトウェアを供与したことを示す証拠となる調査書類を英国歳入関税庁に提供した<sup>90)</sup>。同 NGO は、すぐ後に拘束され、拷問を受け、殺された者を監視するために、その技術が使われていたと信じていた<sup>91)</sup>。

英国歳入関税庁は、2000年情報自由法下の請求に応じて同庁の輸出管理業務との関連で同庁が保有する情報を開示することが禁止されていた<sup>92)</sup>。しかしながら、2005年の歳入関税コミッショナー法第18条第2項によって同庁は、「歳入および関税の業務という目的のために」開示を行う権限を有していた<sup>93)</sup>。同庁は、請求された情報を提供する権限を欠いており、「特定の事件にコメントすること」はできず、「あなたや他の第三者にその調査の進展を知らせることができない」と主張する文書を、同 NGO に書いた<sup>94)</sup>。同庁は、法廷でこれが誤りであることを認めた。

グリーン裁判官はその判決の中で、*Kennedy* 事件の判決が事実と制定法に関する非常に異なる文脈を含んでいたと指摘し、最高裁判所のように、彼は、意思決定者の開示に賛成するための要因と反対するための要因を計りにかけなければならないと主張した。これらの要因には、情報を求めている者の地位や求められていた情報の性質を含めるべきである<sup>95)</sup>。とりわけ、その地位やその事件のより重要な役割を前提とするならば、プライベート・インターナショナルのような団体は、情報を要求する特別な権利があることになる。彼は、その組織が「公衆の良心の護り手」として行動しており、「まさにこのような組織の存在と、特定の問題やその問題のガバナンスに責任のある者に対してこのような組織のかける圧力が、民主社会における重要な抑制と均衡の一つである」と考えた<sup>96)</sup>。

公判では、英国歳入関税庁は、被疑者に警告を与える可能性、風評被害を引き起こす可能性、機密資料を開示する可能性など、求められている情報を開示することに不利に働くと考えられるいくつかの要因を示唆したが、グリーン裁判官は、実際にそのような要因を考慮に入れて決定に至ったわけではないと判断した。それどころか、彼は、この請求に対するその

団体の対応について、「その実際の証拠から切り離された抽象的な推論に依拠し、それゆえその実際の事実とは無関係であるという前提で行動している」と指摘し、拒否に一直線に飛びついたことを 8 項目にわたって非難した<sup>97)</sup>。

*Privacy International* 事件における行政裁判所のアプローチは、コモン・ロー上の原則の及ぶ範囲を幅広く理解することを支持する。グリーン裁判官は、問題となっている英国歳入税関庁の業務について「法的手続に関与するものではあるが、より早い段階でのものであり」、「同庁が実施する調査は、起訴につながるかどうかわからない、裁判に必要な前段階の業務である…警察の調査に相当する」と述べていた<sup>98)</sup>。明らかに、このような調査は、性質としては「司法的」および「準司法的」ではない。グリーン裁判官は、このようにその原則を狭く読もうとする弁護士の誘いを明確に拒否した<sup>99)</sup>。政府情報に対するコモン・ロー上のアクセス権の利用可能性は、調査、法定監視機関または類似の機関によって保有されている情報に限定されず、一般的に公的機関につきもののように思われる。グリーン裁判官が述べたように、最高裁判所は、「コモン・ローが公開性を非常に重要なものとして扱っていたことや、必要な但し書きと注意事項付きで、そのようなメッセージがある程度は貫徹することを指摘しようと苦心」した<sup>100)</sup>。*Privacy International* 事件は、ある公共団体が、その活動についての情報開示請求に直面した場合、具体的で止むにやまれぬ理由があるときにのみ反駁可能な透明性の推定を作動させることが期待されるという立場に、司法の態度が変化したことを物語るものである。このような推定は、議会の決定とは無関係にコモン・ローの中で生かされている。

## B.

### *Ingenious Media* 事件における最高裁判所の判決

*R (on application of Ingenious Media Holdings plc) v. HM Revenue & Customs* 事件を審理する際、最高裁判所は *Kennedy* 事件にも *Privacy*

*International* 事件にも言及しなかった<sup>101)</sup>。しかし *Ingenious Media* 事件は、*Privacy International* 事件とは逆のケースを想定している。つまり、公的機関は非開示を有利にする対抗利益に十分な注意を払うことなく、慎重な較量もせずに情報を公開したのである。*Ingenious Media* 事件判決は、コモン・ロー上の原則に基づく情報へのアクセスに対する事実上の制限が、いかに容易に発展し得るかを浮き彫りにしている。特に公的機関が請求された情報を開示するか否かを決定する際に、利害の対立を十分に考慮しないような状況が裁判所に提示された場合、このような事態が発生する可能性が高い。

*Ingenious Media* 事件は、輸出管理業務ではなく、税務に焦点を当てていたとはいえ、*Privacy International* 事件と同様に、「歳入関税業務の目的のために」情報を開示する英国歳入関税庁の権限に関するものであった<sup>102)</sup>。映画投資スキームを販売していた申立人は、タイムズ紙のジャーナリストのインタビューに答えた英国歳入関税庁の上級公務員の決定に対して司法審査を申請した。その後の記事では、同申立人は納税回避手法の有名な推奨者つまり歳入への「脅威」であることが明らかにされた。また報道されなかった発言の中でその映画投資スキームは、同上級公務員が「卑劣な奴らをカモにした詐欺」であるとそのジャーナリストに説明したものであった<sup>103)</sup>。英国歳入関税庁は、巧妙な租税回避スキームに対する非難を広く知らせるため、その活動が報道機関と良好な関係を形成するという歳入徴収業務の一部であると主張することによって、その活動の合法性を擁護した<sup>104)</sup>。同裁判所の判決の中でトゥールソン卿は、英国歳入関税庁の歳入徴収業務の目的のために許されるそのタイプの開示に狭いアプローチを採用し、その開示が許されるという同庁の主張を拒否した。その過程で彼は、納税者が彼らの事柄についての情報を英国歳入関税庁に提供する場合の守秘義務に対する彼らのコモン・ロー上の「基本的な」権利を強調したし、また、「個々人の納税者の事柄についてジャーナリストと議論する」公務員への嫌悪を表明した<sup>105)</sup>。

最高裁判所の判決は、公開性というコモン・ロー上の原則が、裁判所が

強固に守るその他の長期にわたるコモン・ロー上および制定法上の原則——この事件では守秘義務——と並んで存在することを思い出させるものとして役立つことになる。最高裁判所が提示した判決理由は、個人の名声を傷つける公的機関の権力に対するより広い懸念を反映する。広範なコモン・ロー上の知る権利の導入をめぐるこの両義性は、*Kennedy* 事件で下された判決の中で先取りされていた。ウィルソン卿は、その事件の反対意見において、多数意見によって説かれた開かれた政府という初期のコモン・ロー上の原則が「非常に漠然として一般化されているため」、将来の開示請求の決定が「予測不可能である」と考えざるをえないと不満を漏らしていた<sup>106)</sup>。マンス卿とトゥールソン卿は、公的機関による開示における過度に気前の良さをとくに心配した。彼らは、開示に不利な要因が、公的機関によって十分に考慮されないのではないかと、また、うっかりミスが個人に及ぶのではないかと訝った。例えば、トゥールソン卿は、国家保有の個人情報が「個人の名声にとって有害な資料を含むかもしれない」し<sup>107)</sup>、「あらゆる項目への無制限のアクセスが、無垢な人々に深刻な損害を及ぼす可能性がある」<sup>108)</sup>と述べた。

こうした懸念の根底にあるのは、センシティブな個人情報を大量に吸い上げ、その結果、政府がその情報を不用意に公開してしまうという不安である。それが、怠慢、あるいは不注意、不手際によるとしても。しかしながら、そこには、*Ingenious Media* 事件のような当局に対する権利主張の成功が、リスク回避的なアプローチを誘発するリスクもある。*Privacy International* 事件がそうであったように、当局が正当な理由がないのに情報を公表しないならば、司法審査によって正され得る。しかし同様に、*Ingenious Media* 事件で起きたように、当局が正当な理由なく情報を開示すれば、当局は法的措置の可能性を残すことになる。このような理由から、コモン・ロー上の情報公開請求に直面した公的機関は、後に違法であることが明らかになった情報開示について責任を問われまい、不必要かつ過度に慎重になる可能性がある。情報開示に対する既定の慣行は、情報にアクセスするタイムリーで効果的な手段としてのコモン・ロー上の権

利主張の利用を事実上抑制することになる。

### C.

#### *Good Law Project* 事件

コモン・ロー上の公開性の原則に潜在的な制限があることを示す二つ目の判決は、*Good Law Project* 事件における行政裁判所の判決である<sup>109)</sup>。この事件は、クラウドファンディングによって新たに創設された NGO が、ブレグジット大臣の保有する 2 種類の専門的な報告書を求めたものである<sup>110)</sup>。求められた文書は、ブレグジットが英国経済の 58 部門に及ぼす影響についての詳細な調査と、ブレグジットがもたらす経済コストと新たな自由貿易協定の締結による経済的利益を比較する英国財務省の報告書であった<sup>111)</sup>。とくにその部門別の分析は、多くの政治論戦のテーマであった。当時のブレグジット大臣であるデイヴィット・デイヴィス議員は最初、国会議員にこれらの分析が「耐え難いほど詳細に」存在すると語っていたが、その後、詳細情報は、まだ様々な情報源から「照合する」必要があるため、公表できないと明らかにした<sup>112)</sup>。

申立人たちは、開かれた政府という新たに登場したコモン・ロー上の原則（およびヨーロッパ人権条約第 10 条）を根拠に、同国務大臣に対して請求を行ったが、その請求は同じように情報自由法の下でも行うことが可能であった<sup>113)</sup>。申立人たちは公衆の監視役としての能力という点で、連合王国が EU から脱退すべきかどうか、いかなる条件の下でそうすべきかについての重大な公益に関わる討論に貢献するために、その情報を要求したと主張した。同国務大臣は、経済的調査を開示することも、あるいは英国財務省の報告書の存在を確認することも拒否し、情報自由制度下でこれを決定したと称した<sup>114)</sup>。

2000 年法に基づいて不服を申し立てられた情報公開請求が行政裁判所で却下された場合、ブレグジットに関する公共的討論に情報を提供するの間に合わなかったとして、請求権者側は情報自由制度を利用するべきで

はなかったと主張した<sup>115)</sup>。この立場を支持するため、同請求権者側は、政府の省庁に関連した近年の第一段階審判所の決定の 31 件のサンプルに依拠した。その結果、最初の請求から第一段階審判所の決定までの平均時間が 467 の労働日であることが判明した<sup>116)</sup>。サッパーストーン裁判官はその主張を却下し、政府が情報自由制度の下でその請求を審理することが正しいと判示した。

議会は、公的機関が保有する情報の開示を求める請求に対処するために [2000 年情報自由法] によって専門家による制定法上の仕組みを創設した… [そして] 同請求権者側は、[コモン・ローやヨーロッパ人権条約第 10 条を根拠に] 彼らの要求を組み立てることによって、情報の請求から生じる紛争を処理するために議会によって確立した法制度を回避することはできない<sup>117)</sup>。

特に、情報開示の拒否決定に対する上訴 (appeal) は、その制定法で規定されている次のような手続を経る必要があった。つまり、内部審査、それに続いて情報コミッショナーによる審理が続き、そして次にそこから法律上の訴えが可能になる第一段階審判所である。同裁判官は、「議会によって創設された専門家による制定法上の仕組みによって課された時間枠について基本的に不公平なもの」は存在しないと結論づけた<sup>118)</sup>。したがって、司法審査の申請に代わる適切な選択可能な救済が存在し、司法審査申請の続行の許可が却下された<sup>119)</sup>。

*Good Law Project* 事件における行政裁判所の判決は、情報自由制度が何らかの形で明示的に除外されない限り、独立したコモン・ローまたはヨーロッパ人権条約第 10 条に基づく権利の主張を認めることに裁判官が抵抗を示す可能性があることを示唆している。第 10 条と *Kennedy* 事件のコモン・ロー上の原則が *Good Law Project* 事件において訴訟当事者に利用可能にしたレトリカルなプラットフォームは、一緒に使われることはなかったのである。同 NGO が上訴する意向を表明した後に、ブレグジット特別

委員会は、同 NGO が求めていた経済的調査の要約を含んだ文書を公表した。同 NGO は、この情報を公表するための戦いが「政治的圧力によって勝利した」と指摘し、彼らの訴訟が政府をそのような圧力下に置くのに役立っていることを示唆した<sup>120)</sup>。

#### D.

#### *Kennedy* 事件の余波

以上述べたように、*Kennedy* 事件は、コモン・ロー上の公開性の原則に基づく情報の請求に公的機関がどのように答えることができるかという問題を未解決のまま残した。最高裁判所の判決それ自体の余波を受けたケネディの続報が、それをいち早く物語っていた。その判決の直後、そのジャーナリストは慈善委員会にさらなる請求を提出し、それは「最高裁判所が認定した」そのジャーナリストのコモン・ロー上の権利に依拠するものであった<sup>121)</sup>。二か月後、同委員会はいくつかの文書を開示したが、請求した文書のうちの残りのものへのアクセスを拒否するために冗長な理由を並べた。これらの正当化理由には、弁護士秘匿特権、守秘義務、および他の公的機関との業務上の良好な関係の維持の必要性、「自由で忌憚のない意見の交換」を阻害しない必要性、犯罪や公共道徳違反の回避、「他者の権利」の保護などに基づくものがあつた<sup>122)</sup>。これらの理由は、ヨーロッパ人権条約第 10 条第 2 項と 2000 年法の下で利用可能なものの混合物から成っている。したがって同委員会の対応は、コモン・ロー上のアクセス請求に対処する際に、当局はまた一から作り直すことを避け、その代わりに「FOIA [情報自由法] の役立つ規定に手を伸ばし、事実上、その陰で業務を行う」可能性があるというウィルソン卿の予測を満たすものであつた<sup>123)</sup>。

念のために言うて置くならば、ケネディはその後、情報開示の拒否に対して司法審査を申請しなかった。ケネディは、これが不合理な遅延を助長し、すでにかかった莫大な訴訟費用を増やすことになると考えたからであ



る。その代わりに、ケネディは、ヨーロッパ人権裁判所に提訴し、2000 年情報自由法第 32 条の絶対的免責が彼の第 10 条の権利を侵害し、司法審査を求めることが表現の自由の権利の享受に対する過度で不釣り合いな負担になると主張した<sup>124)</sup>。しかし、*Helsinki* 事件の権利の主張が大法廷に回付されたため、彼の申立は一旦停止された。さらに、彼の申立は、最終的に、ヨーロッパ人権裁判所の第一小法廷によって、国内的救済手段——司法審査を申請する自由——が尽くされていないという理由で、不受理として却下された<sup>125)</sup>。

## V.

### ストラスブールでの結末：

#### 第 10 条アクセス権の確認

*Magyar Helsinki Bizottság v. Hungary* 事件において、ヨーロッパ人権裁判所の大法廷は、*Kennedy* 事件における最高裁判所の多数意見の結論に反論した<sup>126)</sup>。ストラスブールの法理それ自体についての審査を行いながら、ヨーロッパ人権裁判所は、市民の監視役への情報開示を政府が拒否することはヨーロッパ人権条約第 10 条を侵害する可能性がある」と明示的に認めた。

*Privacy International* 事件と同様に、*Helsinki* 事件は、よく知られている人権組織、ハンガリー・ヘルシンキ委員会による情報請求を内容としていた<sup>127)</sup>。裁判を受ける権利に関わる長年にわたるプロジェクトの一環として、同委員会は、被告側の弁護士の任命の仕方に関する調査を行っていた。このような弁護士は、裁かれるべき犯罪を捜査した警察署によって任命され、関係する弁護士の多くはこの種の仕事を請け負っていた。そのため、弁護士たちは、彼らの生活を維持するために警察の裁量権の行使に大きく依存していた。同 NGO は、被疑者が受けた法的な弁護の質がこのような利害の衝突によって不利に影響を受けるという理論をテストしたいと、任命のパターンについての情報を求めた。同 NGO は、被告側の弁

護士の氏名と、28 か所の警察署から事件のために任命された弁護士のそれぞれの回数を請求した。同 NGO はこれが公益のあるデータであると主張した。ほとんどの警察署はその請求に従った。同 NGO は、求めていた情報の開示を拒否した二つの警察署に法的手続を提起した<sup>128)</sup>。ハンガリーの最高裁判所は警察署に情報開示を強要しなかった。むしろ同最高裁判所は、被告側の弁護士が「公的な義務を履行する者」ではなく、したがって請求された情報は、ハンガリーデータ法の下で開示が免除された「個人情報」であると判示した。

同大法廷は、同 NGO が当該公的機関が保有する情報にアクセスする第 10 条第 1 項の権利を享受していると 15 対 2 の賛成多数で決定した<sup>129)</sup>。その際、一般的な目的論的アプローチを繰り返し、ヨーロッパ人権条約の権利が「理論的で幻想的なものではなく、実際ので効果的なもの」にされなければならないと説明した。同大法廷は、第 10 条に基づく情報へのアクセス権がないならば、「情報を『受け取り、伝達する』自由が表現の自由の本質を打ち砕くような方法と程度で損なわれる」事態を招きかねないと主張した<sup>130)</sup>。さらに同大法廷は、「古典的な原則を明確にする時が来た」と説明した<sup>131)</sup>。この明確化には、受け入れられている原則の再提示が含まれたが<sup>132)</sup>、加えて——第 10 条は情報へのアクセス権を与えず、国家に個人への情報提供の積極的義務を課さないという一般原則から逸脱し——情報へのアクセスが「個人の表現の自由、特に『情報を受け取り、伝達する自由』に対する権利の行使に不可欠であり、その否定がその権利に対する干渉を構成する」場合、アクセス権が発生し得ることの確認も含まれた<sup>133)</sup>。

同ヨーロッパ人権裁判所は、このような権利がどのような場合に行使されるかを判断するのに役立つ、次のような 4 つの準則を明らかにした。

1. 公的機関の保有する情報へのアクセスを請求する者の目的は、その請求者が「情報および思想を受け取り」他者に「伝達する」自由を行使す

- ることを可能にするものであるかどうか<sup>134)</sup>、
2. 求められている情報は正当な公益を有するかどうか<sup>135)</sup>、
  3. その申立人は「市民の監視役」の立場で行動しているかどうか (ジャーナリスト、NGO、学者、ブロガーあるいはソーシャルメディアの投稿者であるかどうか)<sup>136)</sup>そして最後に、
  4. その公的機関はその情報を「準備ができて利用可能なもの」にしているかどうか<sup>137)</sup>。

同裁判所は、本件の事実関係においてこれらの準則が満たされていると判断した上で、同 NGO のアクセス権に対する干渉が釣り合いの取れたものではないと結論づけた。同裁判所は、国内裁判所が適用した「個人データ」の定義が非常に広範であり、国選弁護人の職業活動に関する統計データも含まれるため、事実上、「申立人の表現の自由に関する権利の有意義な評価が排除される」と指摘した<sup>138)</sup>。

同大法廷の *Helsinki* 判決の観点からすれば、*Kennedy* 事件のコモン・ロー上の開かれた政府の原則と新生のヨーロッパ人権条約に基づく政府情報へのアクセス権とが同一化すべきでない明確な理由があるとは思えないかもしれない。その原則もその権利もともに、公益に関わる情報を普及させるためにその情報を求める行為者の特殊な地位を強調する。また双方とも、非開示を支持する数多くの対抗理由が存在することを認め、その結果どちらの場合でも、意思決定者はそのような対抗理由に注意深く重きをおかなければならない。連合王国の裁判所ではすでに原則と権利の双方に基づいて訴訟が提起され、こうした類似点が指摘されている<sup>139)</sup>。将来的には、開示に向かうこれら二つの道がカヴァーする共通の基盤を連合王国の裁判所が明確に認識するようになると思われる。マンス卿が *Kennedy* 事件において予想したように「そのうちに、統合されるかもしれない。」<sup>140)</sup>

## VI.

## 結 論

積極的または促進的な言論の自由の権利の一つの構成要素としての公開性という法的原則の出現は、その法的な根拠にほとんど関わりなく、非常に意義のある展開になる可能性を秘めている。まさにこの原則の及ぶ範囲が、非常に重大な影響を及ぼすことになるであろう。この原則がイギリス国内およびヨーロッパにおいて繰り返し適用されることは、気の進まぬ官僚に情報を求める者が影響を与えるための法的およびレトリック的な道具を意味する。その原則がコモン・ローの一部である限り、それは、制定法による実現化が不十分であったり、まったく欠いている一連の文脈においてその原則が利用される可能性という問題を開くことになる。加えて、かりに伝統的に保守的なイギリスの裁判官がイギリスのコモン・ロー上のその原則を見極めることができたとしても、それは、その他のコモン・ローの法域の司法府がそのような原則を同様に掘り出すことができるか否かという問題を提起する。

開かれた政府の原則が何らかの形でその役割を演じ得る最も直接的な文脈は、情報自由法の限界の見直しである<sup>141)</sup>。過度に広範な免責条項は、厳格に解釈されるかもしれない。アクセス義務は、政府がその伝統的業務を外部委託する民間団体に拡大されるかもしれない<sup>142)</sup>。例えば、2000年法第14条に見出されるような濫用的または反復的請求に適用可能な免責条項の強引な使用に対して、さらに容易に異議を申し立てることができる<sup>143)</sup>。それと同じ理屈は、例えば、1972年地方自治法やあるいは2004年環境情報規則のように、個人が国家保有情報へのアクセスを求めることを可能にするその他のより特殊な立法の構想にも妥当する。

また、その原則は、情報自由の領域以外でも重要な意味を持ち得る。例えば、それは訴訟手続における当事者の匿名性の問題や<sup>144)</sup>、あるいは裁判所への公衆のアクセスの問題に影響を与えるかもしれない<sup>145)</sup>。適法かつ最重要な公益が存在した事柄に関わる紛争解決契約において、公的機関が

守秘義務条項を盛り込むことが違法であるという主張が成立する可能性がある<sup>146)</sup>。同様に、漏洩された公文書に含まれる情報の公表を防止するために、例えば国王の著作権に基づいて技術的な法的論拠に頼ろうとする試みを裁判所が認めないことも考えられる。前述したように、開示しない対抗理由が存在しない場合、2000 年情報自由法の手法の枠外で公的機関に情報提供を強制することはすでに利用されてきた。

そのアクセスの原則についての危惧の念は、それがどこまで適用されるかという問題に関係する。特殊な立法や一般的な立法に反映されているその原則を制定法に翻訳することは、多かれ少なかれ、それら制定法が提供する手法の下で情報が公開される状況や、逆に公開されない状況を明確に規定することを意味する。また、このような制定法上の免責の中に成文化されている公開性の劣勢についての懸念は、*Kennedy* 事件とそれに従った判例が引き寄せてきた競合する方向性にはっきり表れている。裁判官によって理論上展開された広義の原則は、この点でほとんど中途半端に言い表される運命にある。その原則について発言することは歓迎すべきものであるが、最終的には、透明性の限界に向けて次のような難しい問題が投げかけられる。つまり、秘密、守秘義務、プライバシーに対する権利の主張を支える論理が抵抗しがたいものになる段階である。まさにその緊張を理解したうえで、難しい選択がなされなければならない。トゥールソン卿がかつて関連した文脈で述べたように、「ただ口先ばかりでは何の役にも立たない」<sup>147)</sup>。

## — 注 —

- 54) Kennedy (n. 3) [189].
- 55) そのような事件の中でも、最初の今でも最も注目すべき事件の一つは、*Privacy International* (n. 38) 事件である。さらに詳しくは、後述の注 83) から注 94) までに添えられているテキストを参照せよ。
- 56) それと反対の見解のために、*Kennedy* (n. 3) [200] (ウィルソン卿) と [221]-[233] (カーンワス卿) 参照せよ。
- 57) *ibid.*, [101]. 慈善委員会の一般的な業務および責務は、1993 年法において具体的に挙げられ、それには、その業務の遂行に関連する情報を一般的に知らせる任務も含まれており (第 1C 条第 2 項)、また、その業務の遂行にあたって、説明責任や透明性の原則などの最良の規制実践の原則に関する同委員会の持つべき必要条件 (第 1D 条第 2 項) も含まれている。
- 58) *Kennedy* (n. 3) [38] (Lord Mance).
- 59) *ibid.*, [47]. しかしながら、マウス卿は、その二つの文脈の間で公開性の要請を自動的に同一化するのとは間違いであると認めた。See [48].
- 60) *ibid.*, [49].
- 61) *ibid.*, [49]-[50], [56] and [59].
- 62) *ibid.*, [51].
- 63) *ibid.*, [51], citing *R v. Secretary of State for the Home Department, ex parte Bugdaycay* [1987] AC 514, 531 (Lord Bridge).
- 64) *Kennedy* (n. 3) [55].
- 65) *ibid.*, [55].
- 66) *ibid.*, [56]. See, also [132] (Lord Toulson)
- 67) *ibid.*, [40], [49]-[50] and [56] (Lord Mance); [133] (Lord Toulson); and [219] (Lord Carnwath). *R (on the application of Good Law Project Ltd) v. Secretary of State for Exiting the European Union* [2018] EWHC 719, [5] 事件において、同様の指摘は、サッパーストン裁判官によって次のようになされていた。つまり、「コモン・ローや第 10 条を経由して文書を開示するかどうかを検討するとき、なされるべき分析は、…情報自由法の下で行われる利益衡量と実質的に異なるわけではない。」
- 68) *Kennedy* (n. 3) [48]-[49].
- 69) *ibid.*, [122]. See, also [108]-[111]. トールソン卿がこの類推を行う動機は、2000 年法第 32 条の下で裁判所と調査が外見的には並列に扱われることを説明したいという願望から生じたと思われる。
- 70) *ibid.*, [49].
- 71) *ibid.*, [50].
- 72) *ibid.*, [107].
- 73) *ibid.*, [147]-[148] (Lord Toulson).
- 74) *ibid.*, [191] and [198]. 彼は、多数意見が提案した制度の運用に潜在する法的および実践的な落とし穴を強調した。See, [199].
- 75) *ibid.*, [202] and [234].

- 76) *ibid.*, [236]-[237].
- 77) *ibid.*, [236].
- 78) *ibid.*, [240]-[241]. カーンワス卿は、裁判所に適用される開かれた司法の原則に匹敵するような、同委員会を公開の場に置くことを求める憲法上のルールは存在しないと強調した。したがって、開かれた司法の原則を裁判資料の提供にまで拡大することは、このような別の文脈では不可能なのである。すなわち、「*Guardian News* 事件のアプローチの適用に必要な本質的な基盤がまったくないのである。」
- 79) *ibid.*, [240].
- 80) *ibid.*, [240].
- 81) 上述の前節を参照せよ。
- 82) *Kennedy* (n. 3) [46]. 彼はまた、コモン・ローの比較研究がしばしば望ましいという趣旨から、*R (on the application of Guardian News and Media Ltd.) v. City of Westminster Magistrates' Court* [2012] EWCA Civ 420, [88] 事件におけるトゥールソン控訴院裁判官を引用した。
- 83) *Kennedy* (n. 3) [46]. See, also [59].
- 84) *ibid.*, [133].
- 85) *ibid.*, [59] (Lord Mance).
- 86) C. Gearty, *On Fantasy Island* (Oxford, Oxford University Press, 2016) 196.
- 87) R. Clayton, 'The Empire Strikes Back: Common Law Rights and the Human Rights Act' [2015] *PL* 3. この点についてのその他の重要な判例は、*A v. British Broadcasting Corporation* [2014] UKSC 25; *R (on application of HS2 Action Alliance Ltd) v. Secretary of State for Transport* [2014] UKSC 3; *Osborn v. Parole Board* [2013] UKSC 6.
- 88) See, *Privacy International* (n. 38); *R (on the application of Ingenious Media Plc) v. Revenue and Customs Commissioners* [2016] UKSC 54; *Good Law Project* (n. 67).
- 89) *Privacy International* (n. 38).
- 90) *ibid.*, [1].
- 91) *ibid.*, [13].
- 92) 2005 年歳入関税コミッションナー法第 23 条第 1 項。その制約は、求められている情報がそれに関連する人物の身元を特定するあるいはそのような人物の身元を推測可能にする限り、適用される。
- 93) その法律はまた第 20 条において「公益のための開示」を規定するが、この開示先は多くの特定された公的機関に限られ、第三者または世間一般に開示されない。
- 94) *Privacy International* (n. 38) [17].
- 95) *ibid.*, [61].
- 96) *ibid.*, [77]. 彼は次のように付け加えた。つまり、「このような団体とはプレスのように、政府に説明させ、公的に重要な争点についてキャンペーンを行い、苦情の窓口となり、不正を追跡する。」: [79].
- 97) *ibid.*, [68] and [63]-[72] generally.
- 98) *ibid.*, [62].

99) *ibid.*, [62].

100) *ibid.*, [62]. その際、グリーン裁判官は、公的機関が公衆に対して情報を開示するために明示的な制定法の根拠を必要としないという、*Kennedy* (n.3) [107] 事件においてトゥールソン卿によって表明された見解をそのまま繰り返した。

101) *Ingenious Media* (n.82).

102) 2005年歳入関税コミッショナー法第18条第2項。両事件のさらなる関連性は、*Privacy International* (n.38) 事件においてグリーン裁判官が、*Ingenious Media* [2013] EWHC 3258 においてサーレス裁判官によって言い渡された第一審判決を満足以に引用し、それが歳入税関庁の裁量による情報開示の範囲に関して『一般的な意味で参考になる』と考えたことである。[55]. しかしながら、*Ingenious Media* 事件における最高裁判所はその事件における第一審判決を取り消した。

103) *Ingenious Media* (n.82) [8]-[11].

104) *ibid.*, [13]. 歳入税関庁はまた、同申立人が公開の場でその身元を明らかにされることまで意図しておらず、インタビューは歳入税関庁の税執行活動に関する「オフレコ」の簡潔な説明であると理解していたと主張した。

105) *ibid.*, [19] and [34].

106) *Kennedy* (n.3) [199].

107) *ibid.*, [138].

108) トゥールソン卿は、合衆国裁判所の判決、*United States v. Amodeo*, 71 F 3d 1044 (1995) を引き合いに出していた。

109) *Good Law Project* (n.67).

110) 同 NGO は、ジョリオン・モーム勅選弁護士と、緑の党のヨーロッパ議会議員モリー・スコット・カトーによって2017年に設立された。

111) *Good Law Project* (n.67) [1].

112) See, generally L. Maer and G. Ryan-White, 'Exiting the EU: Sectoral Assessments', House of Commons Library Briefing Paper no 8128 (9 March 2018).

113) その申立人たちは、*Kennedy* 事件 (n.3) と *Helsinki* 事件 (n.6) の双方を引用した。議論のために、それぞれについて本節の前後の節を参照せよ。

114) その部門的研究に関して、同国務大臣は、その研究の公表が連合王国の EU 脱退交渉上の立場に害を与えるという理由で、2000年法第27条（「国際関係」）および第29条（「経済」）における限定的な免責に依拠し、また、EU 脱退に関する意思形成を行う閣僚たちが議論するための「安全な空間」を必要としたという理由で第35条（「政府政策の形成」）に依拠した。

115) 当時、交渉の両サイドは2018年10月までに結論を出すことを期待していた。

116) T. Pitt-Payne QC, 'Statement of Facts and Grounds in Support of Claim for Judicial Review' (7 December 2017) [36], <https://mollymep.org.uk/wp-content/uploads/Statement-of-Facts-And-Grounds-Dec17.pdf>.

117) *Good Law Project* (n.67) [3].

118) *ibid.*, [17]. この結論に到達する過程で、同裁判官は、第一段階審判所も重要な事件を迅速に処理することが可能であり、一方、注目を集めている事件を優先的に扱



うという情報コミッショナーの慣行によって、このような時間短縮が可能であるという情報コミッショナーの証拠を認めた。

119) 同裁判官は、*Kennedy* 事件を区別し、この事件では絶対的免責が存在したため、情報自由制度の下では可能な不服申立ての理由はないと指摘した。See, *Good Law Project* (n. 67) [4].

120) Good Law Project, 'We Got What We Came For', *Good Law Project Blog*, 13 March 2018, <https://goodlawproject.org/we-got-what-we-came-for/>.

121) *Kennedy* (n. 3) [14].

122) *ibid.*, [14]-[15].

123) *ibid.*, [119].

124) Communicated Case app no 64367/14 *Times Newspapers Ltd and Kennedy v. UK* [2015] ECHR 359.

125) *Times Newspapers Ltd and Kennedy v. UK*, app no 64367/14, unreported, 13 November 2018.

126) [2016] ECHR 975.

127) 同団体は、ハンガリーにおける国際人権基準の実施を監視し、人権侵害の疑いのある被害者に対する法的代理人を提供し、さらに法学の教育および訓練を促進する。See, *Helsinki* (n. 6) [10].

128) See, generally, *ibid.*, [11]-[30].

129) *ibid.*, [171]-[180]. これは連合王国の政府による介入に直面したものであった。

130) *ibid.*, [155].

131) *ibid.*, [156].

132) これらの原則は、次のようなものであった。すなわち、(i) 情報を受け取る自由に対する権利は、他者が知らせたいあるいは知らせることができる情報を受け取ることを政府によって制限することを禁止する。(ii) 情報を受け取る権利は、自ら進んで情報を収集し広める積極的義務を国家に課すものとして解釈できるものではない。(iii) 第 10 条は、公的機関の保有する情報へアクセス権を個人に与えず、政府に対してこのような情報を個人に伝達することを義務づけるものではない。See, *Helsinki* (n. 6) [156].

133) *ibid.*, [156].

134) *ibid.*, [158]-[159].

135) *ibid.*, [160]-[163].

136) *ibid.*, [164]-[168].

137) *ibid.*, [169]-[170].

138) *ibid.*, [199].

139) これは、例えば *Good Law Project* (n. 67) において行われた。

140) *Kennedy* (n. 3) [46].

141) C. Knight, 'Article 10 and the Right of Access to Information' [2013] *PL* 468, 476.

142) いくつかの公的機関は、すでに契約の時点で契約者に全面的なアクセス義務への

同意を要求している。See, House of Commons Justice Committee, 'Post-Legislative Scrutiny of the Freedom of Information Act 2000', First Report of Session 2012–13, HC 96 (London, Stationery Office, 2012) [237]; G. Millar and A. Scott, *Newsgathering: Law, Regulation and the Public Interest* (Oxford, Oxford University Press, 2016) [9.13]. このような性質の情報自由の拡大は、最近、連合王国の情報コミッショナー事務局によって再推奨されている。See, *Outsourcing Oversight? The Case for Reforming Access to Information Law*, Report of the Information Commissioner to Parliament (London, Stationery Office, 2019).

143) 例えば、2015年にメトロポリタン警察は、ジャーナリストの警察監視というきわめて重大な課題についての *Press Gazette* による情報開示請求に対して、その請求が「迷惑または混乱を意図したもの」であったという理由で包括的に拒否する命令を発したことで非難を受けた。See, Millar and Scott (n. 142) [9.66]. See, also *Cabinet Office v. Ashton* [2018] UKUT 208 (AAC).

144) See, further M. Amos, 'The Positive Right to Freedom of Expression and Party Anonymity in Legal Proceedings', this volume, ch. 8.

145) See, further J. Townend, 'Positive Free Speech and Public Access to Courts', this volume, ch. 9.

146) See, further A. Scott, 'Hiding the Truth in the Shadow of the Law? Addressing the Misuse of Confidentiality Clauses in Public Authority Contracts', this volume, ch. 10.

147) *Guardian News and Media* (n. 82) [1].

(第4章終わり)